

改正案	現行
<p>（削る）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の特例に係る経過措置）</p> <p>第四条（略）</p> <p>（麻酔の作用を有する劇薬）</p>	<p>（調理師法施行令の特例）</p> <p>第三条 法第十四条第一項の道州制特別区域計画を作成した特定広域団体の区域においては、公告の日以後は、調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三号）第一条の二及び第一条の三第二項の規定は適用せず、同条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）第二条第一項に規定する特定広域団体（以下単に「特定広域団体」という。）の知事」と、同令第一条の四及び第一条の五中「当該指定養成施設の所在地の都道府県知事を経由して、厚生労働大臣」とあるのは「特定広域団体の知事」とする。</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の特例に係る経過措置）</p> <p>第五条（略）</p> <p>（麻酔の作用を有する劇薬）</p>

(特定事務等)

第五条 (略)

別表(第二条、第五条関係)

(略)	番号	事務	関係条項
(略)	(略)	(略)	(略)

(特定事務等)

第六条 (略)

別表(第二条、第六条関係)

(略)	番号	事務	関係条項
(略)	(略)	(略)	(略)